令和2年4月30日

報道機関各位

小樽市産業港湾部産業振興課

- 1 小樽市飲食店事業継続支援事業(飲食店家賃補助)の申請受付開始について【別紙資料あり】
  - ●受付期間 令和2年4月30日(木)から6月30日(火)まで
  - ●対 象 者 店内で飲食を提供する市内の飲食店で、次の全ての要件に該当する事業者
    - ①週5日以上、通年営業している店舗
    - ②食品衛生法による営業許可(飲食店営業、喫茶店営業に限る)を受けている事業者
    - ③新型コロナウイルス感染症の影響により、店舗の売上げが令和2年3月、4月又は5月のいずれかの月が、前年同月比で40%以上減少している事業者
    - ④家賃の賃貸借契約を交わし、店舗家賃の負担がある事業者
  - ●申請方法 郵送又は電子メール
  - ●交 付 申請後10日から14日程度(土日、祝日除く)で指定した口座へ振り込みます。
  - ●備 考 申請書は市HPからダウンロードできます。詳しくは市HPをご覧ください。 (トップ→事業者の皆さんへ→中小企業等への支援→小樽市飲食店事業継続支援事業)
- 2 資金繰り相談窓口の休日対応について

金融機関及び北海道保証協会小樽支店の窓口開設に合わせ、資金繰りに関する窓口を開設します。

- ●日 時 令和2年5月2日(土)、3日(日)の9時から15時まで
- ●場 所 市役所別館 4 階 産業振興課 (休日夜間出入口をご利用いただき、当直にお申し付けください。)
- ●備 考 セーフティネット保証の認定申請を受け付けします。
  - ※ セーフティネット保証とは、経営の安定に支障が生じている中小企業者を、
    - 一般保証(最大2.8億円)とは別枠で保証する資金繰り支援制度です。

<問い合わせ先> 小樽市産業港湾部産業振興課 電話 32-4111 (内線263,264,256)